

後期高齢者医療保険料 均等割の軽減特例見直しについて

1 経緯

後期高齢者医療保険制度における保険料の均等割額に係る低所得者への軽減については、所得に応じて7割軽減、5割軽減、2割軽減の3つの段階が法令で規定されています。そのうち7割軽減の人には、制度開始当初から激変緩和措置として9割軽減または8.5割軽減とする特例が暫定的に設けられていましたが、本年10月に予定されている消費税率の10%への改定に合わせてこの特例が見直され、今年度から本則の7割軽減に戻ります。

この特例軽減の見直しについては、国の社会保障制度改革推進本部が「低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施する」と2016年12月に決定していたもので、本年10月の消費増税に合わせてこれらの社会保障制度が始まることに伴い、本則の軽減割合が適用されるものです。

2 見直し内容

9割軽減及び8.5割軽減の対象者は、本年10月から7割軽減となります。ただし8.5割軽減の人は、年金生活者支援給付金の支給対象ではないこと等を踏まえ、激変緩和の観点から、本年10月から1年間に限り、負担増となる所要額について特例的に補填が行われます。

① 9割軽減対象者（約9,600人）

年度	2018年度	2019年度		2020年度～
	4月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～
軽減割合	9割軽減	9割軽減	7割軽減	7割軽減
(年間)	(9割軽減)	(8割軽減)		(7割軽減)
保険料年額	4,885円	9,771円		14,656円

② 8.5割軽減対象者（約6,200人）※所得割額を除く

年度	2018年度	2019年度		2020年度		2021年度～
	4月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～
軽減割合	8.5割軽減	8.5割軽減	7割軽減 (特例補填で 8.5割軽減)	7割軽減 (特例補填で 8.5割軽減)	7割軽減	7割軽減
(年間)	(8.5割軽減)	(8.5割軽減)		(7.75割軽減)		(7割軽減)
保険料年額	7,328円	7,328円		10,992円		14,656円

※2020年度に保険料の見直しが見込まれるため、現行の額で計算しています。

3 周知方法

保険料通知の際のリーフレット、広報紙、ホームページ等

<参考>

- ・介護保険料（明石市）の軽減額

世帯全員が非課税の場合、保険料段階に応じて年額3,000円～10,000円程度

- ・年金生活者支援給付金の支給額

世帯全員が非課税で年金が約78万円以下の場合、基準額 年間60,000円

（保険料納付期間等により増減あり）